

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和元年9月13日)

## 【件名】

- 1 「あいサポート・アートとっとり祭」の開催について  
(障がい福祉課) ···· 1
- 2 ハンセン病回復者との県民交流事業の実施について  
(健康政策課) ···· 2
- 3 令和元年度第2回県・市町村国民健康保険連携会議の結果について  
(医療・保険課) ···· 3
- 4 自立支援医療（精神通院医療）受給者証の自己負担上限額誤記載に係る対応等について  
(中部総合事務所福祉保健局) ···· 4

福 祉 保 健 部



## 「あいサポート・アートとっとり 祭」の開催について

令和元年9月13日  
障がい福祉課

障がい者が取り組む舞台芸術活動（音楽、ダンス、伝統芸能等）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり祭～あいサポート運動10周年～」（鳥取県障がい者舞台芸術祭）を開催します。

- 1 日 時 令和元年10月5日（土）、6日（日） 10時00分から17時00分まで
- 2 場 所 とりぎん文化会館 フリースペース ほか
- 3 主な出演者
  - ・障がい者グループ 約30団体
  - ・鳥取敬愛高校（書道部）
  - ・仮面女子 猪狩ともか氏（オープニングセレモニー及びスペシャルステージ）
  - ・GABEZ（サイレントダンスパフォーマンス）
  - ・口石和人氏（シンガーソングライター）
  - ・GIMICO氏（義足のモデル、あいサポート運動10周年記念講演会講師）

### 4 イベント内容

会場	内容
フリースペース	<ul style="list-style-type: none"><li>○オープニングセレモニー（5日）</li><li>○フィナーレ（6日）</li><li>○ステージパフォーマンス</li><li>○あいサポートマルシェ（障がい福祉サービス事業所のスイーツ等販売コーナー）</li></ul>
会議室1～8	<ul style="list-style-type: none"><li>○バリアフリー映画（5日）</li><li>○あいサポート運動10周年記念講演会（6日）</li><li>○ワークショップコレクション（体験コーナー） (ライブペインティング、フラワーアクセサリー作り、オリジナル缶バッヂ作り、砂像色付け体験、ミュージック体験、サイエンス工作)</li><li>○スポーツレクリエーション（パラリンピック種目「ボッチャ」の体験等）</li><li>○あいサポート運動PRコーナー 等</li></ul>
展示室	<ul style="list-style-type: none"><li>○あいサポート作品展</li><li>○知事連盟(※)連携障がい者アート展</li><li>○全国障害者芸術・文化祭PRコーナー 等</li></ul>
会場全体	スタンプラリー

※知事連盟：2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者芸術文化活動推進知事連盟  
※※日にちが未記入のものは、両日にわたり実施

### 5 その他

同祭は、「東京2020応援文化オリンピアード」認証イベントとして実施

## ハンセン病回復者との県民交流事業の実施について

令和元年9月13日  
健 康 政 策 課

ハンセン病人権問題への理解を深めるため、一般県民の皆さんの参加を募り、国立ハンセン病療養所を訪問する「ハンセン病回復者との県民交流事業」を実施します。

### 1 実施日時

令和元年11月7日（木） 午後1時から午後4時45分まで

### 2 訪問先

国立療養所長島愛生園、国立療養所邑久光明園（岡山県瀬戸内市邑久町虫明）

### 3 募集人員 72人（東部、中部、西部各24名）

※申込期限：10月17日（木）

参加者多数の場合は初めて訪問される方を優先し、多数の時は抽選の上、決定

### 4 訪問内容（予定）

#### （1）長島愛生園

①歴史館展示室見学、ビデオ視聴

②歴史回廊見学

- ・収容棧橋（隔離患者が上陸）
- ・回春寮（入所手続、消毒等を実施）
- ・監房（逃走した入所者を懲戒的に収監）
- ・目白寮跡（歌人として有名な明石海人（あかしかいじん）が入所していた寮の跡地）

③納骨堂お参り、焼香

④入所者の方の講演

#### （2）邑久光明園

納骨堂お参り、焼香

#### （3）人間回復の橋「邑久長島大橋」見学

※昭和63年5月9日に本州と長島を結ぶ橋として開通

### 5 その他

#### （1）これまでの参加者の感想（抜粋）

- ・ハンセン病についての正しい知識を得ることにおいて、非常に有意義な研修であった。
- ・偏見、差別の怖さの事実を知り、大変勉強になった。
- ・これまでDVDや資料等で学習していたが、現地で学ぶこと、感じることが多かった。
- ・改めて考えさせられることの多い貴重な経験をした。交流活動の広がりと継続を強く願う。
- ・自分だけの知識とせず、町内会や仲間の集まりで話したい。

#### （2）これまでの実績

平成13年から実施、過去5年の参加状況（一般県民）

・H30:53人、H29:56人、H28:47人、H27:45人、H26:58人

## 令和元年度第2回県・市町村国民健康保険連携会議の結果について

令和元年9月13日  
医療・保険課

1 日 時 令和元年8月29日（木）午後1時30分から午後4時まで  
2 場 所 北栄町大栄農村環境改善センター 青年研修室  
3 出 席 市町村国保主管課長、国民健康保険団体連合会事務局次長 他  
4 概 要 平成30年度から県が国民健康保険の財政運営を担うなど、市町村とともに国民健康保険を運営していることから、来年度の納付金の算定や保険料水準の平準化及び国民健康保険事務の標準化について、県と市町村の担当者レベルで協議した主な結果は次のとおりであった。

### （1）令和2年度の納付金の算定方法について

#### ア 医療費指数反映係数 $\alpha$ について

- ・来年度の納付金の算定に当たっては、現行（令和元年度）どおり $\alpha=1$ とし、各市町村の医療費水準を納付金に反映させる方向となった。

#### イ 激変緩和措置に係る自然増の見直しについて

- ・納付金の算定に当たって、医療費の伸び等も踏まえ、激変緩和の水準（自然増の水準）を1.8%とし、それを超える市町村に対し、被保険者への影響を考慮して激変が生じないよう措置を講ずることとする方向となった。

#### ウ その他の算定方法について

- ・基本的に現行（令和元年度）と同様とする方向となった。

#### （参考）令和2年度納付金関係スケジュール（想定）

- |       |   |
|-------|---|
| 10月下旬 | 国から仮係数が示され、試算を開始                                |
| 12月下旬 | 国から確定係数が示され、本算定を開始                              |
| 1月中旬  | 市町村ごとの納付金額の決定、内示<br>(市町村は、令和2年度予算や保険料率決定等の作業開始) |

### （2）今後の保険料水準の平準化について

- ・保険料水準の平準化のあり方等について協議を進め、合意が得られたものについて第2期運営方針（R3～5）に盛り込む方向となった。
- ・納付金の算定に当たって、将来的に医療費水準を反映させない（ $\alpha=0$ ）ことについて、昨年度までの議論において概ね了解が得られているが、反映させないこととする時期については、保険料水準の平準化のあり方に係る他の検討課題とともに引き続き検討することとなった。
- ・平準化に当たっては、医療費適正化へのインセンティブを確保するため、市町村の健康づくりへの取組の評価、促進策等も併せて検討する方向となった。

### （3）事務処理の標準化について

#### 被保険者資格証明書の交付基準について

- ・被保険者証の返還に伴う被保険者資格証明書の交付については、国民健康保険法の規定に基づき、①特別の事情がなく保険料の納期限から1年の間に納付がなかった場合（同法第9条第3項）に交付できることとするほか、②1年が経過していないとも、被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書を交付することができる場合（同条第4項）として、納付相談に応じない場合などの滞納状況や負担能力等を勘案して交付できることとし、これらを標準的な交付基準として運用していく方向となった。

## 自立支援医療（精神通院医療）受給者証の自己負担上限額誤記載に係る対応等について

令和元年9月13日  
中部総合事務所福祉保健局

自立支援医療（精神通院医療）受給者証の新規交付者において、医療費の自己負担上限額を誤って記載して交付したため、医療費の返還が生じる案件が2件、合計37,180円の返還額が発生したので、その概要を報告します。

### 1 事案の概要

#### (1) 発見の経緯

本年8月28日（水）午後5時30分頃に受給者証の記載内容について、『重度かつ継続』欄（※）が「該当」となる疾病であるにも関わらず、受給者証のその欄の記載が「非該当」として交付されている者があると、医療機関から倉吉市に連絡があった。倉吉市から受給者証の記載内容に間違いかないか確認の連絡があり判明したもの。

※『重度かつ継続』の該当となる疾病：統合失調症、うつ病、てんかんなどの精神疾患

※『重度かつ継続』欄と『自己負担上限額』欄は、システム上、連動している。

#### (2) 確認結果

連絡を受け確認した結果、記載内容に誤りがあることが判明しました。このため、8月29日（木）から30日（金）にかけて過去5年間に亘り、新規申請者の交付リストを確認したところ、合計4名の誤記載が見つかりました。

これに伴い、医療費の自己負担上限額も誤記載となり、その影響は次のとおりです。

- ① 本来の自己負担上限額を超えて支払いされ、返還額が発生している者：2名
- ② 返還額が発生していない者：2名

#### (3) 原因

「精神障害者手帳等発行システム」に入力する際、『重度かつ継続』欄が未入力であったが、システム上は自動的に「非該当」として登録された。その後、システム入力後に 출력したチェック表の読み合わせ作業において、当該項目の確認をしていなかったものです。

#### (4) 対応状況

- 9月2日（月）～5日（木）に関係する医療機関及び薬局を訪問し、経緯の説明と謝罪を行うとともに、誤記載のあった者の支払状況等の確認を行った。
- 9月5日（木）、6日（金）にご本人（ご家族）様宅を訪問し、経緯の説明と謝罪をした上で、正しい受給者証を交付し、再発防止に努めることをお伝えするとともに、今後、本来の自己負担上限額を超えて支払われた医療費の返還に向けた手続きを行っていることをお伝えした。

### 2 再発防止策等

再発防止の対策として、次のような対応を行います。

#### (1) 入力チェック表の当該項目の確認の徹底

精神保健福祉手帳等発行システムに入力する項目で、『重度かつ継続』欄への入力は、ほとんどの者が「該当」であることから、システム入力後に 출력するチェック表の当該項目を確認していなかったため、今後は、『重度かつ継続』欄に誤りがないか、複数の目で確認を行う。

#### (2) 精神保健福祉手帳等発行システムにおけるチェック機能の強化

『重度かつ継続』欄に入力しないとエラー表示されるよう現システムの改修を9月6日（金）に実施し、システム上でも再確認できるよう改善を行った。